

定義 「アカキャベツ色素」に同じ。

色価 市場調査を実施し「本品の色価 ($E_{1\text{cm}}^{10\%}$) は、25以上でその表示量の90～110%を含む。」と決定した。

性状 市場流通している原体の性状を調査し決定。公定書第7版に準じにの表現を統一した。

確認試験

(1)～(5)は、スピルリナ色素の性質を利用し確認試験とした。

(6)極大吸収波長においては実態調査を行い、公定書第7版に準じ波長幅を付近から範囲を設定した。

純度試験

(1)重金属の規格値においては、公定書第7版に準じ40 $\mu\text{g/g}$ に変更し、(2)鉛の規格を別途設けた。

(2)公定書第7版に準じ設定

(3)公定書第7版に準じ測定方法を、装置Aから装置Bを変更した。

色価測定法 公定書第7版に準じ設定

4. 改訂規格の妥当性確認

各項目の分析事例 添付省略

5. 考察

植物由来の不純物に関する規格化は、しないことで進みました。

以上

既存添加物 着色料「タマネギ色素」の自主規格改訂の件

1. 目的：「アカキャベツ色素」に同じ。

2. 規格案： 添付資料のとおり

3. 添加物 着色料「タマネギ色素」の自主規格改訂内容

名称 「アカキャベツ色素」に同じ。

定義 「アカキャベツ色素」に同じ。

色価 市場調査を実施し「本品の色価 ($E_{1\text{cm}}^{10\%}$) は、50以上でその表示量の90～110%を含む。」と決定した。

性状 市場流通している原体の性状を調査し決定。公定書第7版に準じにの表現を統一した。

確認試験

(1)～(3)は、タマネギ色素の性質を利用し確認試験とした。

純度試験

(1)重金属の規格値においては、公定書第7版に準じ40 $\mu\text{g/g}$ に変更し、(2)鉛の規格を別途設けた。

(2)公定書第7版に準じ設定

(3)公定書第7版に準じ測定方法を、装置Aから装置Bを変更した。

色価測定法 公定書第7版及び第二版自主規格に準じ設定

4. 改訂規格の妥当性確認

各項目の分析事例 添付省略

5. 考察

フラボノイド系色素で褐色の色素については、極大吸収部もなく、色素毎の確認試験が確立されていない。タマネギ色素においては、ショルダー的な極大吸収部が存在する場合がありますが当初規格化を検討していたが、抽出方法、原料の違いによりなくなる場合も考えられるため規格化を見合わせた。

また、食品中からの定性試験も容易でない。(カラメルや食品のメーラード反応物との区別する方法も困難である。) 今回の自主規格の確認試験においては、一部フラボノイドの定性反応を導入しているが、全ての褐色系色素での導入はしていない。そのため引き続き各褐色系色素の確認試験は検討を続ける予定である。

既存添加物 着色料「タマリンド色素」の自主規格改訂の件

1. 目的: 「アカキャベツ色素」に同じ。

2. 規格案: 添付資料のとり。

3. 添加物 着色料「タマリンド色素」の自主規格改訂の説明

名称 「アカキャベツ色素」に同じ。

定義 「アカキャベツ色素」に同じ。

色価 市場調査を実施し「本品の色価 ($E_{1cm}^{1\%}$) は、20以上でその表示量の90~110%を含む。」と決定した。

性状 市場流通している原体の性状を調査し決定。公定書第7版に準じにの表現を統一した。

確認試験

(1)~(4)は、タマリンド色素の性質を利用し確認試験とした。

純度試験

(1)重金属の規格値においては、公定書第7版に準じ40 μ g/gに変更し、(2)鉛の規格を別途設けた。

(2)公定書第7版に準じ設定

(3)公定書第7版に準じ測定方法を、装置Aから装置Bを変更した。

色価測定法 公定書第7版に準じ設定

4. 改訂規格の妥当性確認

各項目の分析事例 添付省略

5. 考察

フラボノイド系色素で褐色の色素については、極大吸収部もなく、色素毎の確認試験が確立されていない。また、食品中からの定性試験も容易でない。(カラメルや食品のメーラード反

応物との区別する方法も困難である。) 今回の自主規格の確認試験においては、一部フラボノイドの定性反応を導入しているが、全ての褐色系色素での導入はしていない。そのため引き続き各褐色系色素の確認試験は検討を続ける予定である。

以上

既存添加物 着色料「チコリ色素」の自主規格改訂の件

1. 目的: 「アカキャベツ色素」に同じ。
2. 規格案: 添付資料のとり。
3. 添加物 着色料「チコリ色素」の自主規格改訂内容
名称 「アカキャベツ色素」に同じ。
定義 「アカキャベツ色素」に同じ。

色価 市場調査を実施し「本品の色価 ($E_{1cm}^{10\%}$) は、15以上でその表示量の90~110%を含む。」と決定した。

性状 市場流通している原体の性状を調査し決定。公定書第7版に準じにの表現を統一した。

確認試験

(1)~(4)は、チコリ色素の性質を利用し確認試験とした。

純度試験

- (1)重金属の規格値においては、公定書第7版に準じ40 $\mu\text{g/g}$ に変更し、(2)鉛の規格を別途設けた。
- (2)公定書第7版に準じ設定
- (3)公定書第7版に準じ測定方法を、装置Aから装置Bを変更した。

色価測定法 公定書第7版に準じ設定

4. 改訂規格の妥当性確認

各項目の分析事例 添付省略

5. 考察

フラボノイド系色素で褐色の色素については、極大吸収部もなく、色素毎の確認試験が確立されていない。また、食品中からの定性試験も容易でない。(カラメルや食品のメーラード反応物との区別する方法も困難である。) 今回の自主規格の確認試験においては、一部フラボノイドの定性反応を導入しているが、全ての褐色系色素での導入はしていない。そのため引き続き各褐色系色素の確認試験は検討を続ける予定である。

以上

既存添加物 着色料「トマト色素」の自主規格改訂の件

1. 目的: 「アカキャベツ色素」に同じ。
2. 規格案: 添付資料のとり。
3. 添加物 着色料「トマト色素」の自主規格改訂内容

名称 「アカキャベツ色素」に同じ。

定義 公定書第7版に準じ定義を設定。厚生省告示第百二十号（平成八年四月十六日）既存品添加物名簿記載の定義を用いる。また、原料からくる油分がくるため「食用油脂を含むことがある。」と定義に入れた。

色価 市場調査を実施し「本品の色価（ $E_{1cm}^{10\%}$ ）は300以上で、その表示量の95～115%を含む。」と決めた。

性状 市場流通している原体の性状を調査し決定。公定書第7版に準じにの表現を統一した。

確認試験

(1)は、トマト色素の性質を利用し確認試験とした。

(2)極大吸収波長においては実態調査を行い、公定書第7版に準じ波長幅を付近から範囲を設定した。

(3)トマト色素の成分は、リコピンであるため薄層クロマトグラフィーにより確認する方法を導入した。

純度試験

(1)重金属の規格値においては、公定書第7版に準じ $40\mu\text{g/g}$ に変更し、(2)鉛の規格を別途設けた。

(2)公定書第7版に準じ設定

(3)公定書第7版に準じ測定方法を、装置Aから装置Bを変更した。

(4)自主規格と同様に規格化した。

色価測定法 公定書第7版及び第二版自主規格に準じ設定

4. 改訂規格の妥当性確認

各項目の分析事例 添付省略

5. 考察

溶媒に関し代替えを検討したが、適している物がなかったため、クロロホルム使用で規格化した。

以上

既存添加物 着色料「ノリ色素」の自主規格改訂の件

1. 目的： 「アカキャベツ色素」に同じ。

2. 規格案： 添付資料とおりの。

3. 添加物 着色料「ノリ色素」の自主規格改訂内容

名称 「アカキャベツ色素」に同じ。

定義 「アカキャベツ色素」に同じ。

色価 市場調査を実施し「本品の色価（ $E_{1cm}^{10\%}$ ）は、10以上でその表示量の90～110%を含む。」と決定した。

性状 市場流通している原体の性状を調査し決定。公定書第7版に準じにの表現を統一し

た。

確認試験

(1)～(2)は、ノリ色素の性質を利用し確認試験とした。

(3)極大吸収波長においては実態調査を行い、公定書第7版に準じ波長幅を付近から範囲を設定した。

純度試験

(1)重金属の規格値においては、公定書第7版に準じ40 μ g/gに変更し、(2)鉛の規格を別途設けた。

(2)公定書第7版に準じ設定

(3)原料であるノリ中のヒ素については、有機ヒ素として存在することで知られている。今回の8.0 μ g/gの数値設定については実測値より規格値とした。公定書第7版に準じ測定方法を、装置Aから装置Bを変更した。

色価測定法 公定書第7版に準じ設定

4. 改訂規格の妥当性確認

各項目の分析事例 添付省略

5. 考察

本品は、一般飲食添加物であり食品としても食されていること。また、有機ヒ素、無機ヒ素の区別する分析方法が確率していない為、実測値を参考とし規格値とした。

以上

既存添加物 着色料「ハイビスカス色素」の自主規格改訂の件

1. 目的：「アカキャベツ色素」に同じ。

2. 改訂規格案：： 添付資料のとおり

3. 既存添加物 着色料「ハイビスカス色素」の自主規格改訂の説明

名称 「アカキャベツ色素」に同じ。

定義 「アカキャベツ色素」に同じ。

色価 市場調査を実施し「本品の色価 ($E_{1cm}^{10\%}$) は、20以上でその表示量の90～110%を含む。」と決定した。

性状 市場流通している原体の性状を調査し決定。公定書第7版に準じにの表現を統一した。

確認試験

(1)、(2)は、ハイビスカス色素の性質を利用し確認試験とした。

(3)極大吸収波長においては実態調査を行い、公定書第7版に準じ波長幅を付近から範囲を設定した。

純度試験

(1)重金属の規格値においては、公定書第7版に準じ40 μ g/gに変更し、(2)鉛の規格を別途設けた。

(2)公定書第7版に準じ設定

(3)公定書第7版に準じ測定方法を、装置Aから装置Bを変更した。

色価測定法 公定書第7版に準じ設定

4. 改訂規格の妥当性確認

各項目の分析事例 添付省略

5. 考察

アントシアニン色素については、既存添加物及び公定書第7版記載のブドウ果皮色素、ブラックカーラント色素があるが、各色素の判別による確認方法が確立していないため今回は、規格化を見合わせた。色素の性質上、原料の品種、産地、季節など成分比率が異なる場合もあり薄層クロマトグラフィーなど導入することで成分が誤認する可能性も考えられた。また、酸による加水分解によりアグリコンの形で確認する方法も検討されたが、どの方法が良いか決定まで至らなかったため今後の課題として検討することとした。

以上

既存添加物 着色料「ファフィア色素」の自主規格改訂の件

1. 目的：「アカキャベツ色素」に同じ。

2. 改訂規格案：： 添付資料のとおり

3. 既存添加物 着色料「ファフィア色素」の自主規格改訂内容

名称 「アカキャベツ色素」に同じ。

定義 公定書第7版に準じ定義を設定。厚生省告示第百二十号（平成八年四月十六日）既存品添加物名簿記載の定義を用いる。また、原料からくる油分がくるため「食用油脂を含むことがある。」と定義に入れた。

色価 市場調査を実施し「本品の色価は、 $(E_{1cm}^{10\%})$ は300以上で、その表示量の95～115%を含む。」と決めた。

性状 市場流通している原体の性状を調査し決定。公定書第7版に準じにの表現を統一した。

確認試験

(1)、(2)は、ファフィア色素の性質を利用し確認試験とした。

(3)極大吸収波長においては実態調査を行い、公定書第7版に準じ波長幅を付近から範囲を設定した。

(4)ファフィア色素の成分は、アスタキサンチンであるため薄層クロマトグラフィーにより確認する方法を導入した。

純度試験

(1)重金属の規格値においては、公定書第7版に準じ40 $\mu\text{g/g}$ に変更し、(2)鉛の規格を別途設けた。

(2)公定書第7版に準じ設定

(3)公定書第7版に準じ測定方法を、装置Aから装置Bを変更した。

(4)自主規格と同様に規格化した。

色価測定法 公定書第7版に準じ設定

4. 改訂規格の妥当性確認

各項目の分析事例 添付省略

5. 考察

クロロホルムを使用しない方向で検討したため、薄層クロマトグラフィーの前処理で懸濁する欠点はあるが今回採用した。

以上

既存添加物 着色料「ブドウ果汁色素」の自主規格改訂の件

1. 目的：「アカキャベツ色素」に同じ。

2. 改訂規格案：： 添付資料のとおり

3. 既存添加物 着色料「ブドウ果汁色素」の自主規格改訂内容

名称 「アカキャベツ色素」に同じ。

定義 「アカキャベツ色素」に同じ。

色価 市場調査を実施し「本品の色価 ($E_{1cm}^{10\%}$) は、20以上でその表示量の90～110%を含む。」と決定した。

性状 市場流通している原体の性状を調査し決定。公定書第7版に準じにの表現を統一した。

確認試験

(1)、(2)は、ブドウ果汁色素の性質を利用し確認試験とした。

(3)極大吸収波長においては実態調査を行い、公定書第7版に準じ波長幅を付近から範囲を設定した。

純度試験

(1)重金属の規格値においては、公定書第7版に準じ40 $\mu\text{g/g}$ に変更し、(2)鉛の規格を別途設けた。

(2)公定書第7版に準じ設定

(3)公定書第7版に準じ測定方法を、装置Aから装置Bを変更した。

色価測定法 公定書第7版に準じ設定

4. 改訂規格の妥当性確認

各項目の分析事例 添付省略

5. 考察

アントシアニン色素については、既存添加物及び公定書第7版記載のブドウ果皮色素、ブラックカーラント色素があるが、各色素の判別による確認方法が確立していないため今回は、規格化を見合わせた。色素の性質上、原料の品種、産地、季節など成分比率が異なる場合もあり薄層クロマトグラフィーなど導入することで成分が誤認する可能性も考えられた。また、酸による加水分解によりアグリコンの形で確認する方法も検討されたが、どの方法が良いか決定まで至らなかったため今後の課題として検討することとした。

以上

既存添加物 着色料「ブラックベリー色素」の自主規格改訂の件

1. 目的： 「アカキャベツ色素」に同じ。
2. 改訂規格案：： 添付資料のとおり
3. 既存添加物 着色料「ブラックベリー色素」の自主規格改訂内容
名称 「アカキャベツ色素」に同じ。

定義 「アカキャベツ色素」に同じ。

色価 市場調査を実施し「本品の色価 ($E_{1cm}^{10\%}$) は、40以上でその表示量の90~110%を含む。」と決定した。

性状 市場流通している原体の性状を調査し決定。公定書第7版に準じにの表現を統一した。

確認試験

- (1)、(2)は、ブラックベリー色素の性質を利用し確認試験とした。
- (3)極大吸収波長においては実態調査を行い、公定書第7版に準じ波長幅を付近から範囲を設定した。

純度試験

- (1)重金属の規格値においては、公定書第7版に準じ40 μ g/gに変更し、(2)鉛の規格を別途設けた。
- (2)公定書第7版に準じ設定
- (3)公定書第7版に準じ測定方法を、装置Aから装置Bを変更した。
- (4)ペクチナーゼ処理によるメタノール生成を考慮して残留メタノールを追加した。

色価測定法 公定書第7版に準じ設定

4. 改訂規格の妥当性確認

各項目の分析事例 添付省略

5. 考察

ベリー類色素においては、市場に流通していない物も含め同一の規格として運用されていた。しかし、実態調査をした上で今回別途ブラックベリー色素として規格化すべきと考えた。

また、アントシアニン色素については、既存添加物及び公定書第7版記載のブドウ果皮色素、ブラックカーラント色素があるが、各色素の判別による確認方法が確立していないため今回は、規格化を見合わせた。色素の性質上、原料の品種、産地、季節など成分比率が異なる場合もあり薄層クロマトグラフィーなど導入することで成分が誤認する可能性も考えられた。また、酸による加水分解によりアグリコンの形で確認する方法も検討されたが、どの方法が良いか決定まで至らなかったため今後の課題として検討することとした。

ブラックカーラント色素（食添7）には、二酸化硫黄の項目があるが、実際には使用されていないので、本品は設定しなかった。

以上

既存添加物 着色料「ブルーベリー色素」の自主規格改訂の件

1. 目的： 「アカキャベツ色素」に同じ。
2. 改訂規格案：： 添付資料のとおり
3. 既存添加物 着色料「ブルーベリー色素」の自主規格改訂内容
名称 「アカキャベツ色素」に同じ。
定義 「アカキャベツ色素」に同じ。

色価 市場調査を実施し「本品の色価 ($E_{1cm}^{10\%}$) は、40以上でその表示量の90～110%を含む。」と決定した。

性状 市場流通している原体の性状を調査し決定。公定書第7版に準じにの表現を統一した。

確認試験

- (1)、(2)は、ブルーベリー色素の性質を利用し確認試験とした。
- (3)極大吸収波長においては実態調査を行い、公定書第7版に準じ波長幅を付近から範囲を設定した。

純度試験

- (1)重金属の規格値においては、公定書第7版に準じ40 μ g/gに変更し、(2)鉛の規格を別途設けた。
- (2)公定書第7版に準じ設定
- (3)公定書第7版に準じ測定方法を、装置Aから装置Bを変更した。
- (4)ペクチナーゼ処理によるメタノール生成を考慮して残留メタノールを追加した。

色価測定法 公定書第7版に準じ設定

4. 改訂規格の妥当性確認

各項目の分析事例 添付省略

5. 考察

ベリー類色素においては、市場に流通していない物も含め同一の規格として運用されていた。しかし、実態調査をした上で今回別途ブルーベリー色素として規格化すべきと考えた。

また、アントシアニン色素については、既存添加物及び公定書第7版記載のブドウ果皮色素、ブラックカーラント色素があるが、各色素の判別による確認方法が確立していないため今回は、規格化を見合わせた。色素の性質上、原料の品種、産地、季節など成分比率が異なる場合もあり薄層クロマトグラフィーなど導入することで成分が誤認する可能性も考えられた。また、酸による加水分解によりアグリコンの形で確認する方法も検討されたが、どの方法が良いか決定まで至らなかったため今後の課題として検討することとした。

ブラックカーラント色素（食添7）には、二酸化硫黄の項目があるが、実際には使用されていないので、本品は設定しなかった。

以上

既存添加物 着色料「ペカンナッツ色素」の自主規格改訂の件

1. 目的： 「アカキャベツ色素」に同じ。

2. 改訂規格案：： 添付資料のとおり

3. 既存添加物 着色料「ペカンナッツ色素」の自主規格改訂内容

名称 「アカキャベツ色素」に同じ。

定義 「アカキャベツ色素」に同じ。

色価 市場調査を実施し「本品の色価 ($E_{1cm}^{10\%}$) は、50以上でその表示量の90～110%を含む。」と決定した。

性状 市場流通している原体の性状を調査し決定。公定書第7版に準じにの表現を統一した。

確認試験

(1)～(3)は、ペカンナッツ色素の性質を利用し確認試験とした。

(4)極大吸収波長においては実態調査を行い、他のフラボノイド系色素と異なりシオルダ一的な吸収部が存在することもあるため範囲を設定した。

純度試験

(1)重金属の規格値においては、公定書第7版に準じ40 μ g/gに変更し、(2)鉛の規格を別途設けた。

(2)公定書第7版に準じ設定

(3)公定書第7版に準じ測定方法を、装置Aから装置Bを変更した。

色価測定法 公定書第7版に準じ設定

4. 改訂規格の妥当性確認

各項目の分析事例 添付省略

5. 考察

フラボノイド系色素で褐色の色素については、極大吸収部もなく、色素毎の確認試験が確立されていない。また、食品中からの定性試験も容易でない。(カラメルや食品のメーラード反応物との区別する方法も困難である。) 今回の自主規格の確認試験においては、一部フラボノイドの定性反応を導入しているが、全ての褐色素系色素での導入はしていない。そのため引き続き各褐色素系色素の確認試験は検討を続ける予定である。

以上

既存添加物 着色料「ベニコウジ黄色素」の自主規格改訂の件

1. 目的：「アカキャベツ色素」に同じ。

2. 改訂規格案：： 添付資料のとおり

3. 既存添加物 着色料「ベニコウジ黄色素」の自主規格改訂の説明

名称 「アカキャベツ色素」に同じ。

定義 「アカキャベツ色素」に同じ。

色価 市場調査を実施し「本品の色価 ($E_{1cm}^{10\%}$) は、70以上でその表示量の90～110%を含む。」と決定した。

性状 市場流通している原体の性状を調査し決定。公定書第7版に準じにの表現を統一した。

確認試験

- (1)～(3)は、ベニコウジ黄色素の性質を利用し確認試験とした。
- (4)極大吸収波長においては実態調査を行い、公定書第7版に準じ波長幅を付近から範囲を設定した。
- (5)色素成分の特性を利用し、薄層クロマトグラフィーを検討導入した。

純度試験

- (1)重金属の規格値においては、公定書第7版に準じ40 μ g/gに変更し、(2)鉛の規格を別途設けた。
- (2)公定書第7版に準じ設定
- (3)公定書第7版に準じ測定方法を、装置Aから装置Bを変更した。

色価測定法 公定書第7版に準じ設定

4. 改訂規格の妥当性確認

各項目の分析事例 添付省略

5. 考察

ベニコウジ色素においては、カビ毒（シトリニン）規格を設けた。これは、色素を生産する菌体においてその可能性が考えられたためである。しかし、ベニコウジ黄色素については、変異株により培養しているために、シトリニンは生産されないため必要がないと考え今回規格から除外した。

以上

既存添加物 着色料「ヘマトコッカス藻色素」の自主規格改訂の件

1. 目的：「アカキャベツ色素」に同じ。
 2. 改訂規格案：： 添付資料のとおり
 3. 既存添加物 着色料「ヘマトコッカス藻色素」の自主規格改訂内容
 - 名称 「アカキャベツ色素」に同じ。
 - 定義 公定書第7版に準じ定義を設定。厚生省告示第百二十号（平成八年四月十六日）既存品添加物名簿記載の定義を用いる。また、原料からくる油分がくるため「食用油脂を含むことがある。」と定義に入れた。
 - 色価 市場調査を実施し「本品の色価（ $E_{1cm}^{10\%}$ ）は600以上で、その表示量の95～115%を含む。」と決めた。
 - 性状 市場流通している原体の性状を調査し決定。公定書第7版に準じにの表現を統一した。
- #### 確認試験
- (1)、(2)は、ヘマトコッカス藻色素の性質を利用し確認試験とした。
 - (3)極大吸収波長においては実態調査を行い、公定書第7版に準じ波長幅を付近から範囲を設定した。

(4)ヘマトコッカス藻色素の成分は、アスタキサンチンであるため薄層クロマトグラフィーにより確認する方法を導入した。

純度試験

(1)重金属の規格値においては、公定書第7版に準じ40 μ g/gに変更し、(2)鉛の規格を別途設けた。

(2)公定書第7版に準じ設定

(3)公定書第7版に準じ測定方法を、装置Aから装置Bを変更した。

(4)自主規格と同様に規格化した。

色価測定法 公定書第7版に準じ設定

4. 改訂規格の妥当性確認

各項目の分析事例 添付省略

以上

既存添加物 着色料「ボイセンベリー色素」の自主規格改訂の件

1. 目的：「アカキャベツ色素」に同じ。

2. 改訂規格案：： 添付資料のとおり

3. 既存添加物 着色料「ボイセンベリー色素」の自主規格改訂内容

名称 「アカキャベツ色素」に同じ。

定義 「アカキャベツ色素」に同じ。

色価 市場調査を実施し「本品の色価 ($E_{1cm}^{10\%}$) は、20以上でその表示量の90~110%を含む。」と決定した。

性状 市場流通している原体の性状を調査し決定。公定書第7版に準じにの表現を統一した。

確認試験

(1)、(2)は、ボイセンベリー色素の性質を利用し確認試験とした。

(3)極大吸収波長においては実態調査を行い、公定書第7版に準じ波長幅を付近から範囲を設定した。

純度試験

(1)重金属の規格値においては、公定書第7版に準じ40 μ g/gに変更し、(2)鉛の規格を別途設けた。

(2)公定書第7版に準じ設定

(3)公定書第7版に準じ測定方法を、装置Aから装置Bを変更した。

(4)バクチナーゼ処理によるメタノール生成を考慮して残留メタノールを追加した。

色価測定法 公定書第7版に準じ設定

4. 改訂規格の妥当性確認

各項目の分析事例 添付省略

5. 考察

ベリー類色素においては、市場に流通していない物も含め同一の規格として運用されていた。しかし、実態調査をした上で今回別途ポイセンベリー色素として規格化すべきと考えた。

また、アントシアニン色素については、既存添加物及び公定書第7版記載のブドウ果皮色素、ブラックカーラント色素があるが、各色素の判別による確認方法が確立していないため今回は、規格化を見合わせた。色素の性質上、原料の品種、産地、季節など成分比率が異なる場合もあり薄層クロマトグラフィーなど導入することで成分が誤認する可能性も考えられた。また、酸による加水分解によりアグリコンの形で確認する方法も検討されたが、どの方法が良いか決定まで至らなかったため今後の課題として検討することとした。

ブラックカーラント色素（食添7）には、二酸化硫黄の項目があるが、実際には使用されていないので、本品は設定しなかった。

以上

既存添加物 着色料「ホワートルベリー色素」の自主規格改訂の件

1. 目的：「アカキャベツ色素」に同じ。

2. 改訂規格案：： 添付資料のとおり

3. 既存添加物 着色料「ホワートルベリー色素」の自主規格改訂内容

名称 「アカキャベツ色素」に同じ。

定義 「アカキャベツ色素」に同じ。

色価 市場調査を実施し「本品の色価（ $E_{1cm}^{10\%}$ ）は、40以上でその表示量の90～110%を含む。」と決定した。

性状 市場流通している原体の性状を調査し決定。公定書第7版に準じにの表現を統一した。

確認試験

(1)、(2)は、ホワートルベリー色素の性質を利用し確認試験とした。

(3)極大吸収波長においては実態調査を行い、公定書第7版に準じ波長幅を付近から範囲を設定した。

純度試験

(1)重金属の規格値においては、公定書第7版に準じ40 μ g/gに変更し、(2)鉛の規格を別途設けた。

(2)公定書第7版に準じ設定

(3)公定書第7版に準じ測定方法を、装置Aから装置Bを変更した。

(4)ペクチナーゼ処理によるメタノール生成を考慮して残留メタノールを追加した。

色価測定法 公定書第7版に準じ設定

4. 改訂規格の妥当性確認

各項目の分析事例 添付省略

5. 考察

ベリー類色素においては、市場に流通していない物も含め同一の規格として運用されていた。しかし、実態調査をした上で今回別途ホワートルベリー色素として規格化すべきと考えた。

また、アントシアニン色素については、既存添加物及び公定書第7版記載のブドウ果皮色素、ブラックカーラント色素があるが、各色素の判別による確認方法が確立していないため今回は、規格化を見合わせた。色素の性質上、原料の品種、産地、季節など成分比率が異なる場合もあり薄層クロマトグラフィーなど導入することで成分が誤認する可能性も考えられた。また、酸による加水分解によりアグリコンの形で確認する方法も検討されたが、どの方法が良いか決定まで至らなかったため今後の課題として検討することとした。

ブラックカーラント色素（食添7）には、二酸化硫黄の項目があるが、実際には使用されていないので、本品は設定しなかった。

以上

既存添加物 着色料「ムラサキイモ色素」の自主規格改訂の件

1. 目的： 「アカキャベツ色素」に同じ。
2. 改訂規格案： 添付資料のとおり
3. 既存添加物 着色料「ムラサキイモ色素」の自主規格改訂内容

名称 「アカキャベツ色素」に同じ。

定義 「アカキャベツ色素」に同じ。

色価 市場調査を実施し「本品の色価（ $E_{1cm}^{10\%}$ ）は、50以上でその表示量の90～110%を含む。」と決定した。

性状 市場流通している原体の性状を調査し決定。公定書第7版に準じにの表現を統一した。

確認試験

- (1)、(2)は、ムラサキイモ色素の性質を利用し確認試験とした。
- (3)極大吸収波長においては実態調査を行い、公定書第7版に準じ波長幅を付近から範囲を設定した。

純度試験

- (1)重金属の規格値においては、公定書第7版に準じ $40 \mu\text{g/g}$ に変更し、(2)鉛の規格を別途設けた。
- (2)公定書第7版に準じ設定
- (3)公定書第7版に準じ測定方法を、装置Aから装置Bを変更した。

色価測定法 公定書第7版に準じ設定

4. 改訂規格の妥当性確認

各項目の分析事例 添付省略

5. 考察

アントシアニン色素については、既存添加物及び公定書第7版記載のブドウ果皮色素、ブラックカーラント色素があるが、各色素の判別による確認方法が確立していないため今回は、規格化を見合わせた。色素の性質上、原料の品種、産地、季節など成分比率が異なる場合もあり薄層クロマトグラフィーなど導入することで成分が誤認する可能性も考えられた。また、酸による加水分解によりアグリコンの形で確認する方法も検討されたが、どの方法が良いか決定

まで至らなかったため今後の課題として検討することとした。

以上

既存添加物 着色料「ムラサキトウモロコシ色素」の自主規格改訂の件

1. 目的：「アカキャベツ色素」に同じ。
2. 改訂規格案：： 添付資料のとおり
3. 既存添加物 着色料「ムラサキトウモロコシ色素」の自主規格改訂内容
名称 「アカキャベツ色素」に同じ。
定義 「アカキャベツ色素」に同じ。

色価 市場調査を実施し「本品の色価 ($E_{1cm}^{10\%}$) は、30以上でその表示量の90～110%を含む。」と決定した。

性状 市場流通している原体の性状を調査し決定。公定書第7版に準じにの表現を統一した。

確認試験

- (1)、(2)は、ムラサキトウモロコシ色素の性質を利用し確認試験とした。
- (3)極大吸収波長においては実態調査を行い、公定書第7版に準じ波長幅を付近から範囲を設定した。

純度試験

- (1)重金属の規格値においては、公定書第7版に準じ40 μ g/gに変更し、(2)鉛の規格を別途設けた。
- (2)公定書第7版に準じ設定
- (3)公定書第7版に準じ測定方法を、装置Aから装置Bを変更した。
- (4)原料であるムラサキトウモロコシは、乾燥物として流通される。そのためカビによる汚染が考えられ今回、フモニシンB₁の規格を設定した。

色価測定法 公定書第7版に準じ設定

4. 改訂規格の妥当性確認

各項目の分析事例 添付省略

5. 考察

アントシアニン色素については、既存添加物及び公定書第7版記載のブドウ果皮色素、ブラックカーラント色素があるが、各色素の判別による確認方法が確立していないため今回は、規格化を見合わせた。色素の性質上、原料の品種、産地、季節など成分比率が異なる場合もあり薄層クロマトグラフィーなど導入することで成分が誤認する可能性も考えられた。また、酸による加水分解によりアグリコンの形で確認する方法も検討されたが、どの方法が良いか決定まで至らなかったため今後の課題として検討することとした。

以上

既存添加物 着色料「ムラサキヤマイモ色素」の自主規格改訂の件

1. 目的：「アカキャベツ色素」に同じ。
2. 改訂規格案：： 添付資料のとおり

3. 既存添加物 着色料「ムラサキヤマイモ色素」の自主規格改訂内容

名称 「アカキャベツ色素」に同じ。

定義 「アカキャベツ色素」に同じ。

色価 市場調査を実施し「本品の色価 ($E_{1cm}^{10\%}$) は、20以上でその表示量の90~110%を含む。」と決定した。

性状 市場流通している原体の性状を調査し決定。公定書第7版に準じにの表現を統一した。

確認試験

(1)、(2)は、ムラサキヤマイモ色素の性質を利用し確認試験とした。

(3)極大吸収波長においては実態調査を行い、公定書第7版に準じ波長幅を付近から範囲を設定した。

純度試験

(1)重金属の規格値においては、公定書第7版に準じ $40\mu\text{g/g}$ に変更し、(2)鉛の規格を別途設けた。

(2)公定書第7版に準じ設定

(3)公定書第7版に準じ測定方法を、装置Aから装置Bを変更した。

色価測定法 公定書第7版に準じ設定

4. 改訂規格の妥当性確認

各項目の分析事例 添付省略

5. 考察

アントシアニン色素については、既存添加物及び公定書第7版記載のブドウ果皮色素、ブラックカーラント色素があるが、各色素の判別による確認方法が確立していないため今回は、規格化を見合わせた。色素の性質上、原料の品種、産地、季節など成分比率が異なる場合もあり薄層クロマトグラフィーなど導入することで成分が誤認する可能性も考えられた。また、酸による加水分解によりアグリコンの形で確認する方法も検討されたが、どの方法が良いか決定まで至らなかったため今後の課題として検討することとした。

以上

既存添加物 着色料「ラズベリー色素」の自主規格改訂の件

1. 目的： 「アカキャベツ色素」に同じ。

2. 改訂規格案： 添付資料のとおり

3. 既存添加物 着色料「ラズベリー色素」の自主規格改訂内容

名称 「アカキャベツ色素」に同じ。

定義 「アカキャベツ色素」に同じ。

色価 市場調査を実施し「本品の色価 ($E_{1cm}^{10\%}$) は、40以上でその表示量の90~110%を含む。」と決定した。

性状 市場流通している原体の性状を調査し決定。公定書第7版に準じにの表現を統一し

た。

確認試験

- (1)、(2)は、ラズベリー色素の性質を利用し確認試験とした。
- (3)極大吸収波長においては実態調査を行い、公定書第7版に準じ波長幅を付近から範囲を設定した。

純度試験

- (1)重金属の規格値においては、公定書第7版に準じ40 μ g/gに変更し、(2)鉛の規格を別途設けた。
- (2)公定書第7版に準じ設定
- (3)公定書第7版に準じ測定方法を、装置Aから装置Bを変更した。
- (4)ペクチナーゼ処理によるメタノール生成を考慮して残留メタノールを追加した。

色価測定法 公定書第7版に準じ設定

4. 改訂規格の妥当性確認

各項目の分析事例 添付省略

5. 考察

ベリー類色素においては、市場に流通していない物も含め同一の規格として運用されていた。しかし、実態調査をした上で今回別途ラズベリー色素として規格化すべきと考えた。

また、アントシアニン色素については、既存添加物及び公定書第7版記載のブドウ果皮色素、ブラックカーラント色素があるが、各色素の判別による確認方法が確立していないため今回は、規格化を見合わせた。色素の性質上、原料の品種、産地、季節など成分比率が異なる場合もあり薄層クロマトグラフィーなど導入することで成分が誤認する可能性も考えられた。また、酸による加水分解によりアグリコンの形で確認する方法も検討されたが、どの方法が良いか決定まで至らなかったため今後の課題として検討することとした。

ブラックカーラント色素（食添7）には、二酸化硫黄の項目があるが、実際には使用されていないので、本品は設定しなかった。

以上

既存添加物 着色料「ラック色素」の自主規格改訂の件

1. 目的：「アカキャベツ色素」に同じ。
2. 改訂規格案：： 添付資料のとおり
3. 既存添加物 着色料「ラック色素」の自主規格改訂内容
名称 「アカキャベツ色素」に同じ。
定義 公定書第7版に準じ定義を設定。厚生省告示第百二十号（平成八年四月十六日）既存添加物名簿記載の定義を用いる。

色価 市場調査を実施し「本品の色価（ $E_{1cm}^{10\%}$ ）は、1,000以上でその表示量の95～115%を含む。」

と決定した。

性状 市場流通している原体の性状を調査し決定。公定書第7版に準じにの表現を統一した。

確認試験

- (1)は、ラック色素の性質を利用し確認試験とした。
- (2)極大吸収波長においては実態調査を行い、公定書第7版に準じ波長幅を付近から範囲を設定した。
- (3)ラック色素の成分は、ラッカイン酸類であるため薄層クロマトグラフィーにより確認する方法を導入した。

純度試験

- (1)重金属の規格値においては、公定書第7版に準じ $40\mu\text{g/g}$ に変更し、(2)鉛の規格を別途設けた。
- (2)公定書第7版に準じ設定
- (3)公定書第7版に準じ測定方法を、装置Aから装置Bを変更した。

色価測定法 公定書第7版及び第二版自主規格に準じ設定

4. 改訂規格の妥当性確認

各項目の分析事例 添付省略

5. 考察

確認試験でセルロースによる薄層クロマトグラフィーを検討し導入しようとしたが、薄層の種類、会社別などで大きな違いが生じるため、急遽ろ紙クロマトグラフィーの検討を実施。比較的差がでないことを確認したので規格化した。

以上

既存添加物 着色料「レッドカーラント色素」の自主規格改訂の件

1. 目的： 「アカキャベツ色素」に同じ。
2. 改訂規格案： 添付資料のとおり
3. 既存添加物 着色料「レッドカーラント色素」の自主規格改訂内容
名称 「アカキャベツ色素」に同じ。
定義 「アカキャベツ色素」に同じ。

色価 市場調査を実施し「本品の色価 ($E_{1\text{cm}}^{10\%}$) は、40以上でその表示量の90~110%を含む。」と決定した。

性状 市場流通している原体の性状を調査し決定。公定書第7版に準じにの表現を統一した。

確認試験

- (1)、(2)は、レッドカーラント色素の性質を利用し確認試験とした。
- (3)極大吸収波長においては実態調査を行い、公定書第7版に準じ波長幅を付近から範囲を指設定した。

純度試験

- (1)重金属の規格値においては、公定書第7版に準じ $40\mu\text{g/g}$ に変更し、(2)鉛の規格を別途設けた。

- (2)公定書第7版に準じ設定
- (3)公定書第7版に準じ測定方法を、装置Aから装置Bを変更した。
- (4)ペクチナーゼ処理によるメタノール生成を考慮して残留メタノールを追加した。

色価測定法 公定書第7版に準じ設定

4. 改訂規格の妥当性確認

各項目の分析事例 添付省略

5. 考察

ベリー類色素においては、市場に流通していない物も含め同一の規格として運用されていた。しかし、実態調査をした上で今回別途レッドカーラント色素として規格化すべきと考えた。

また、アントシアニン色素については、既存添加物及び公定書第7版記載のブドウ果皮色素、ブラックカーラント色素があるが、各色素の判別による確認方法が確立していないため今回は、規格化を見合わせた。色素の性質上、原料の品種、産地、季節など成分比率が異なる場合もあり薄層クロマトグラフィーなど導入することで成分が誤認する可能性も考えられた。また、酸による加水分解によりアグリコンの形で確認する方法も検討されたが、どの方法が良いか決定まで至らなかったため今後の課題として検討することとした。

ブラックカーラント色素（食添7）には、二酸化硫黄の項目があるが、実際には使用されていないので、本品は設定しなかった。

以上

既存添加物 着色料「魚鱗箔」の自主規格改訂の件

1. 目的：「アカキャベツ色素」に同じ。
2. 改訂規格案：： 添付資料のとおり
3. 既存添加物 着色料「魚鱗箔」の自主規格改訂内容
 - 名称 「アカキャベツ色素」に同じ。
 - 定義 「アカキャベツ色素」に同じ。
 - 性状 市場流通している原体の性状を調査し決定。公定書第7版に準じにの表現を統一した。

確認試験

- (1)は、魚鱗箔の性質を利用し確認試験とした。
- (2)は、成分であるグアニンの特性から赤外吸収スペクトル(IR)による特定波長における確認を導入した。

純度試験

- (1)重金属の規格値においては、公定書第7版に準じ40 μ g/gに変更し、(2)鉛の規格を別途設けた。
- (2)公定書第7版に準じ設定
- (3)公定書第7版に準じ設定
- (4)含量、色価の規定ができなかったため乾燥減量により規定した。
- (5)溶媒により抽出の可能性があるため、残留溶媒を導入した。

4. 改訂規格の妥当性確認

各項目の分析事例 添付省略

5. 考察

本品は、溶解する適度な溶媒がないため色価（含量）設定をせず、乾燥減量を取り入れた。

以上

既存添加物 着色料「植物炭末色素」の自主規格改訂の件

1. 目的：「アカキャベツ色素」に同じ。

2. 改訂規格案：： 添付資料のとり。

3. 既存添加物 着色料「植物炭末色素」の自主規格改訂内容

名称 「アカキャベツ色素」に同じ。

定義 「アカキャベツ色素」に同じ。

含量 市場調査を実施した、JECFA規格を参考にし「本品の、含量は炭素として90%以上（乾燥物及び灰分換算）で、表示量の95～115%を含む。」と決定した。

性状 市場流通している原体の性状を調査し決定。公定書第7版に準じにの表現を統一した。

確認試験

(1)、(2)は、JECFA規格を導入した。

純度試験

(1)重金属の規格値においては、公定書第7版に準じ40 μ g/gに変更し、(2)鉛の規格を別途設けた。

(2)公定書第7版に準じ設定

(3)公定書第7版に準じ測定方法を、装置Aから装置Bを変更した。

(4)JECFA規格を参考にして導入した。

乾燥減量 JECFA規格に準じ設定

灰分 JECFA規格に準じ設定

定量法 JECFA規格に準じ設定

4. 改訂規格の妥当性確認

各項目の分析事例 添付省略

5. 考察

基本的にJECFA規格を検討し、各項目について規格化した。

定量法については、現時点公定規格に記載がないために設定が必要。薬局方に記載ある分析方法を導入する方向で検討する必要あり。

以上